

岩手県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院又は診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成28年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団松誠会滝沢中央病院	滝沢市鶴飼狐洞1番地104	平成28年1月31日
おぼない内科クリニック	紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割235番地	〃